

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第4期計画期間 第5回会議）議事録

日時：平成22年6月24日(木) 13:30～14:30

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

<出席者>

【委員】

安藤恵美子委員，石原祥行委員，菊田豊委員，小林孝夫委員，小松洋吉委員，
佐々木玲子委員，瀬戸敏之委員

以上7名，五十音順（阿部一彦委員，土井勝幸委員 欠席）

【仙台市職員】

高橋保険高齢部参事兼高齢企画課長，伊藤介護保険課長，伊藤宮城野区障害高齢課長，
後藤若林区障害高齢課長，紺野太白区障害高齢課長，山崎泉区障害高齢課長，伊藤高齢
企画課施設係長，土屋介護保険課介護保険係長，高橋介護保険課指導係長
（南方健康福祉局次長兼保険高齢部長，今田青葉区保健福祉センター参事兼障害高齢課長，
庄司介護保険課管理係長 欠席）

<議事要旨>

1．開会

会議の公開，非公開の確認 議事(1)～(3)については非公開 異議なし
議事録署名委員については 小林委員を指名 小林委員了承

2．報告

(1)地域密着型サービス事業所の廃止について

- ・高橋高齢企画課長より説明（資料1）

(2)小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について

- ・高橋高齢企画課長より説明（資料2）

委員 長： 事務局から説明のあった2件の報告内容について，意見等あるか。

委員： 廃止となったところのうち，事業を引き継いだところは問題ないが，事業所
がなくなってしまった場合，その分早急に募集をしたり，既存の施設を使ったり
ということになるのか。それとも，次回の募集の際に改めて，募集すること
となるのか。

事務局： 未整備圏域となったので，今年度の募集で募集することとなる。

委員 長： 利用者の移行はスムーズにいったのか。

事務局： スムーズにいった。

委員長： 廃止になったあと、建物はどうなるのか。

事務局： 今回廃止となったところは民家を改築した定員6名の小規模なものということもあり、建物はそのままとなっている。

委員長： 大きな事業所などの場合はどうなるのか。

事務局： 所有者が他に事業をすところ貸したりということはあるかもしれない。

事務局： 今回の場合はもともと賃貸ということもあったので、大家さんに返したりしたのではないか。

委員： 廃止となった理由は何なのか。認可をする上で、廃止の理由の分析が必要と思われる。

事務局： 最終的には事業者の判断であるが、そこに至る経過は特殊な事情であり、一部新聞報道もあったが、代表者が刑事事件に関わったため、代表者が変更となったのだが、新しい代表者が最終的に事業継続は困難であると判断したことによるものである。運営上の問題ということではなく、この事業とは直接関わりのない部分での刑事事件が影響したというものである。

委員長： ほかに意見等あるか。
(意見等なし)

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について

・高橋高齢企画課長より説明(資料3, 参考資料1~7)

委員長： 事業者の指定について事務局から説明があったが、何か質問等あるか。

委員： 資料4と7について、どちらも認知症対応型通所介護で同程度の規模であるが、従業者の職種・員数の部分で、参考資料4は妥当な配置だが、参考資料7では、介護職員が14名となっている。これは何か特別に介護を必要とするということで、多く配置しているのか。また、営業日が年中無休となっているが、機能訓練指導員は1名しか配置していない。労務管理上、休日があるはずだが、機能訓練指導員が不在のとき、機能訓練はしなくていいのか。

事務局： 介護職員は非常勤で、一人当たりの勤務日数が少ないため、この人数となっている。機能訓練指導員については、必ずしも毎日の勤務を求められているわけではなく、例えば提出されている勤務表によれば、3日勤務して3日休むといった勤務割となっている。

事務局： 機能訓練指導員については、理学療法士など資格のある者を配置する必要があるが、必ずしも運営時間帯を通して配置するという基準にはなっておらず、1名配置していればよいこととされている。

委員： 機能訓練が必要な利用者は、機能訓練指導員が勤務する日に合わせなければならぬのか。

- 事務局： 利用者の方のご都合もあるし、日々というよりは一定の長い期間の中で計画をたてるため、機能訓練指導員と介護職員が密に連携をとってその計画に基づいた打合せをし、必要に応じて機能訓練指導員が立ち会うという形で行なっている。
- 委員： 加算はとれるのか。
- 事務局： 理学療法士等を1日120分以上配置し、個別機能訓練計画に基づき機能訓練を行うことにより、個別機能訓練加算をとることができる。
- 委員： それは介護職員が行なってもとれるのか。
- 事務局： 加算は、理学療法士等の資格がある者が配置された日のみ算定される。
- 委員長： そのほか意見等あるか。
- 委員： 指定のパンフレットを見ていると、居住費、食材費にばらつきがあるが、基準はないのか。こうした費用は許認可の際には見ないのか。
- 事務局： 居住費や食材費は事業者と利用者の契約に基づいて設定されるものであり、各事業所によって違っている。ただし、利用料については介護報酬の1割負担なので、同一の額となっている。
- 委員： 金額の高さが高水準で設定されていると思う。年金のみで生活している老人では、賄えないような金額で定着してしまっている。例えば自分の親は9万円しか年金がないのだが、これでは実際入れない。実際に1人あたりの光熱費や食材費は、こんなにかかっているものなのかという疑問がある。なぜこんなに高いのかといった声は利用者から聞こえてこないのか。
- 事務局： 事業所によって、施設や設備に投資している金額も違うだろうし、そこは事業者によって様々である。
- 委員： 認可するにあたって指導の対象とはならないのか。
- 事務局： 契約の中で事業者と利用者間で決めていただく事項なので、そこについては、なかなか踏み込めない部分である。
- 委員： 例えばデイサービスに行った場合、最初は手作りで、専属の調理員がいて食事をいただいて、ケアマネジャーさんもびっくりするほどおいしいといっていたところが、何回か経営者が変わって、お昼がお弁当になっているということがある。そういう内容は全然チェックされていない。
- 委員： あくまでも利用者事業者の契約なので、気に入らなければ他の事業所へ変わればいい。値段も、経営上、設定しているものであり、つぶれてしまっただけは意味がない。土地や建物についてもそれなりのコストがかかるし、食事もピンからキリまである。いいものを出すところもあれば、お弁当のようなところもあったりするので、それによって食材費もまったく違うだろうし、それが差として出ている。
- 委員： しかし、金額はあまり変わらない。どういう仕組みでこういう算定がされていて、どこもそれをチェックできないというのは、どうなのか。
- 事務局： 利用者が自由に選べるというところで、事業者同士で競争をしたり、例えば

食事については手厚くやっているなど、その事業者ならではの「売り」を出したりしている。

委員： 基準を満たしていればいいのだから、基本的には行政は踏み込めない部分なのだろう。中身については助言するくらいはできるだろうが、国で決めた基準を満たしてさえいれば、許認可はできる。

委員： はっきりものを言えて、自分の意見を通すことが可能な人であれば、ケアマネジャーを通して別の施設に移ったりということが可能なのだろうが、ほとんどの場合、老人は新しい環境になかなか馴染めないのも、一回行き始めれば、事業者が何回も変わったとしても、ずっとそこに通うような気がする。

委員： 嫌な人がいたり、合わなかったりすると、他の事業所に移ったりしている人も結構いるという話を聞いている。高いからあそこには行かないということもあるようだ。

委員長： 選択をする場合の、選択権の保障というか、情報を提供したり、説明したりということは行政でもできるのではないかと。ただ、いずれにしても選択するのは利用者であり、利用者本位のため、選択権の保障が重要である。佐々木委員の話は制度を超えた大切なご指摘であると思う。

質問等は、以上でよいか。異議等なければ承認としてよろしいか。

(異議等なし)

(2)地域密着型サービス事業者の指定更新について

・高橋高齢企画課長より説明(資料4, 参考資料8)

委員長： 事務局より、1事業者の指定の更新について説明があった。事務局からの説明の内容について、異議等なければ承認としてよろしいか。

(異議等なし)

(3)認知症対応型共同生活介護整備事業者募集(平成22年7月募集)の募集圏域について

・高橋高齢企画課長より説明(資料5, 追加資料)

委員長： 事務局から、募集圏域の考え方、スケジュールについて説明があったが、意見等あるか。

委員： 108人分ということは、2ユニットで6事業所分ということだが、今まで応募がなかったところは、地域的な問題もあって応募がなかったということがあると思うが、今回6箇所のうち、ゼロのところの応募がなかった場合、第二順位の1ユニットしかないところに作るということで、ゼロに応募がない場合、それはやむを得ないということか。

事務局： もちろん、ゼロの解消が一番の望みであるが、そうは言っても事業者の計画

等もあることから，第一順位と第二順位があれば，もちろん第一順位を優先する。ただ，第一順位がない場合で整備目標定員に残りがある場合は，第二順位からいい提案があれば，そこを選定する。空白地域の解消については，また次期計画のときに考えるという形になる。

委員： ゼロの地域で，利用対象者が出た場合，現実にはどういう対応をしているのか。学区外でも，受け入れているのか。

事務局： 日常生活圏域は，あくまで仙台市が整備の単位として設定しているもので，実際の利用にあたっては，これに拘束はされず，学区外でも利用は可能である。

委員長： その他，異議等なければ承認としてよろしいか。

（異議等なし）

4. その他

委員長： 議事全体を通して，あるいはそのほか，意見等あるか。

委員： 今回の会議とは直接関係なく，常々思っていることであるが，これから高齢者が増えていき，介護が必要な者も増えていく。そして国の財政，地方の財政は厳しくなっている。さらに，第一号被保険者の保険料がぎりぎりまで上がっている。二人お年寄りがいると，年間かなりの額になる。整備事業をどんどん進めていくのもいいが，介護保険制度自体の存続が，かなり厳しくなるのではないかと考えている。今後どのようにするのかということが重要だが，国の税金でとは，なかなか簡単にはいかないだろうし，第一号被保険者の保険料を上げるというわけにもいかないだろう。どこで絞るか考えると，結果的にサービスが低下したり，負担が増えたりということが考えられる。介護保険制度の根幹にかかわる問題だと思われるので，そのへんも行政で十分に考えていただきたい。

委員長： 介護保険制度の根幹に関わる問題であるが，これを行政だけでいい案を出せというのは酷な話と思うので，我々も一緒に様々な機会を捉えて，アイデアを出し合って積み重ねていくしかないのではないか。その上で，国にこのような案もあると意見を出すことは差し支えないだろう。大変難しく，介護保険の制度そのものの存続に関わるということもあり，いろいろな意見が出ているところだが，ぜひこのような機会に意見をだしてもらえればありがたい。行政側でも助かるのではないか。行政は現行法の中でどのようにするかと考えるのが第一であろう。これは行政を含め，我々皆の問題であろうから，一緒に考えることにしていきたい。非常に大事なご指摘をいただいた。

ほかに意見等，あるか。

委員： 資料2にある小規模多機能型居宅介護の事前申出がなしというのは，どういうことか。

事務局： 随時受付をしているが，ご相談がなかったということである。

委員： 経営が難しいからなのだろう。

- 委員： 相談がないからといって、このままにしておくのか。
- 委員： 小さすぎるから経営が成り立たないのであって、小規模ではなく、中規模にしようとするのほうで考えているようである。いつでも泊まれるし、通えるし、問題があったら家まで来てくれるという、在宅を支えるには一番いい形で必要なサービスなのだが、経営が成り立たないところが多い。仙台市でもDVDを作ったりして宣伝はしているのだが、なかなか数が増えていかない。これは仙台市だけではなく、全国的な問題である。制度的な仕組みを変える必要があるということで、中規模くらいにして、もう少し採算がとれるようになると、増えるのではないかとされている。
- 委員： もしかしたら、特養を作るより、こちらを作った方がいいのかもしれない。
- 委員： 在宅生活を支えるのは、これが一番いい形である。地域密着型というのが一番とりやすい形式と考えられる。
- 委員： 大規模にしてはどうなのか。
- 委員： あまり大きすぎてもというのもあるので、中規模くらいがちょうどいいのかもしれない。
- 委員： 利用者側も、ピンと来ていないように思う。
- 委員： 数がまだ少ないので、知られていないということが多いのではないか。
- 委員： 以前DVDを見たが、今までのサービスに比べてどういうメリットがあるのかが、伝わってこない。
- 委員： 今までは入所か居宅かであったが、それを組み合わせた制度自体の理解も進んでいないのだろう。
- 委員長： 最後に事務局のほうから何かあるか。

次回開催について、事務局より説明
日程は委員長と相談の上、後日文書で連絡する。

5. 閉会